

令和 8 年 5 月 1 8 日 提 出

半 田 市 議 会 臨 時 会 議 案

令和8年第3回半田市議会臨時会議案目録

議案番号	件名	ページ
報告7	専決処分の報告について(半田乙川中部土地区画整理事業における損害賠償の額の決定)	5
報告8	専決処分の報告について(公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定)	9
報告9	半田市土地開発公社の経営状況について	11
承認2	専決処分の承認について(半田市市税条例及び半田市都市計画税条例の一部改正)	25
承認3	専決処分の承認について(半田市国民健康保険税条例等の一部改正)	35
40	令和8年度半田市一般会計補正予算第1号	39
41	半田市行政手続条例の一部改正について	49
42	半田市市税条例の一部改正について	51
43	半田市監査委員の選任について	57

報告第7号

専決処分の報告について(半田乙川中部土地区画整理事業における損害賠償の額の決定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和7年12月に発生した半田乙川中部土地区画整理事業に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月27日専決

半田市長 久世孝宏

事件の内容及び額の決定について

1 事件の内容

土地区画整理事業の換地処分に向けた農地転用の届出手続の依頼通知に誤りがあり、本来届出を要しない地権者に対しても通知した結果、不要な手続を行わせ費用負担を生じさせたため、半田市は相手方に対して損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金21,042円(内訳は別紙一覧のとおり)

3 損害賠償の相手方

対象者1はじめ14名

損害賠償の額及び相手方一覧

相手方	損害賠償の額 (円)
対象者 1	4,600
対象者 2	3,000
対象者 3	2,200
対象者 4	1,750
対象者 5	1,750
対象者 6	1,700
対象者 7	1,130
対象者 8	1,120
対象者 9	1,100
対象者 10	1,100
対象者 11	730
対象者 12	662
対象者 13	100
対象者 14	100
合 計	21,042

報告第8号

専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和7年12月9日半田市東洋町三丁目8番地先の道路上で発生した交通事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月20日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件交通事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、治療費等の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金267,992円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 40歳代女性

報告第9号

半田市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、半田市土地開発公社の経営状況（令和8年度事業計画等）を説明する書類を次のとおり提出する。

令和8年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

令和8年度半田市土地開発公社事業計画

令和8年度半田市土地開発公社の事業計画は次のとおりとする。

1 用地取得

		事業名	数量 (㎡)	事業費 (千円)	摘要
半田市	公有用地	荒古線用地取得事業 (JR武豊線連続立体交差化事業)	349	56,597	うち補償費 27,000千円
		北条向山線道路改良事業	731	54,521	
		公有用地小計	1,080	111,118	うち補償費 27,000千円
東浦町	公有用地	都市計画道路藤江線用地取得事業(R8)	262	89,637	うち補償費 71,866千円
		公有用地小計	262	89,637	
公有用地合計			1,342	200,755	うち補償費 98,866千円
総合計			1,342	200,755	うち補償費 98,866千円

2 用地処分

		事業名	数量 (㎡)	事業費 (千円)	摘要
東浦町	公有用地	都市計画道路藤江線用地取得事業	701	42,009	
		町道吉田線道路整備事業	91	9,099	
		公有用地小計	792	51,108	
武豊町	公有用地	武豊町総合公園整備事業	1,609	25,201	うち補償費 19千円
		野菜茶業研究所旧武豊研究拠点 跡地用地取得事業	2,095	32,041	
		公有用地小計	3,704	57,242	うち補償費 19千円
公有用地合計			4,496	108,350	うち補償費 19千円
武豊町	代行用地	武豊町総合公園整備事業	164	4,034	
		代行用地小計	164	4,034	
代行用地合計			164	4,034	
総合計			4,660	112,384	うち補償費 19千円

(注) 公有用地・・・公有地取得事業にあたり、公社が所有権を取得した土地
 代行用地・・・公有地取得事業にあたり、農地法上の制限により公社が登記名義人となる
 ことが困難な場合などに、直接地方公共団体に所有権を取得させた土地

令和8年度半田市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和8年度半田市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	113,757 千円
第1項 公有地取得事業収益	113,757 千円
第2款 事業外収益	323 千円
第1項 受取利息	323 千円
収入合計	114,080 千円

支 出

第1款 事業原価	112,384 千円
第1項 公有地取得事業原価	112,384 千円
第2款 販売費及び一般管理費	4,369 千円
第1項 販売費及び一般管理費	4,369 千円
支出合計	116,753 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額112,384千円は、当年度分損益勘定留保資金112,384千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	564,061千円
第1項 長期借入金	564,061千円
収入合計	564,061千円

支 出

第1款 資本的支出	676,445千円
第1項 公有地取得事業費	218,155千円
第2項 長期借入金償還金	408,290千円
第3項 予備費	50,000千円
支出合計	676,445千円

(借入金)

第4条 事業資産の取得、その他事業の執行運営に要する資金の借入れは、次のとおり定めるものとする。

借入れの目的	公有地取得等事業資金に充てるため
借入限度額	2,750,000千円 (半田市10億円、東浦町10億円、武豊町7億5千万円)
借入れの方法	手形借入れ又は証書借入れにより金融機関から借入れるものとする。
借入利率	6.0%以内
償還の方法	事業収益を収納した都度償還するものとする。

令和8年度半田市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

(収 入)

款	項	目
1 事業収益	1 公有地取得事業収益	
		1 公有用地売却収益
		2 代行用地売却収益
2 事業外収益	1 受取利息	1 受取利息
収 入 合 計		

(支 出)

款	項	目
1 事業原価	1 公有地取得事業原価	
		1 公有用地売却原価
		2 代行用地売却原価
2 販売費及び一般管理費	1 販売費及び一般管理費	
		1 人件費
		2 経費
支 出 合 計		

(単位 千円)

節	予 定 額	備 考
	113,757	
	113,757	
	109,669	4事業 4,496㎡
	4,088	1事業 164㎡
	323	
1 預金利息	323	
	114,080	

(単位 千円)

節	予 定 額	備 考
	112,384	
	112,384	
	108,350	4事業 4,496㎡
	4,034	1事業 164㎡
	4,369	
	4,369	
	43	
1 報 酬	43	理事2人 監事1人
	4,326	
2 旅 費	4	普通旅費
4 需 用 費	60	消耗品費等
5 役 務 費	15	通信運搬費 10 銀行振込手数料等 5
7 委 託 料	196	理事登記委託料 77 会計システム保守委託料 119
9 負担金補助及び交付金	3,980	事務費等負担金
1 1 公租公課	71	法人県民税 21 法人市民税 50
	116,753	

資本的收入及び支出

(収 入)

款	項	目
1 資本的收入		
	1 長期借入金	1 長期借入金
収 入		合 計

(支 出)

款	項	目
1 資本の支出		
	1 公有地取得事業費	
		1 公有用地取得事業費
		2 代行用地取得事業費
	2 長期借入金償還金	1 長期借入金償還金
3 予 備 費	1 予 備 費	
支 出		合 計

(単位 千円)

節	予定額	備 考
	564,061	
	564,061	事業費 200,755 支払利息 17,400 借換資金 295,906 予備費 50,000
	564,061	

(単位 千円)

節	予定額	備 考
	676,445	
	218,155	
	215,455	
1 用地費	99,171	3事業 1,342㎡
2 補償費	98,866	2事業 611㎡
5 支払利息	14,700	10事業
6 諸経費	2,718	収入印紙費、登記代等
	2,700	
5 支払利息	2,700	2事業
	408,290	処分に伴う償還金 112,384 借換資金 295,906
	50,000	
	676,445	

令和8年度半田市土地開発公社資金計画

区 分		前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
		千円	千円	千円
受 入 資 金	1. 事業収益	111,286	113,757	2,471
	2. 事業外収益	75	323	248
	3. 長期借入金	319,461	514,061	194,600
	4. 前年度繰越金	73,113	70,080	△ 3,033
	合 計	503,935	698,221	194,286
支 払 資 金	1. 公有地取得事業費	97,524	218,155	120,631
	2. 長期借入金償還金	331,996	408,290	76,294
	3. 販売費及び一般管理費	4,335	4,369	34
	4. 前年度未払金等	0	0	0
	合 計	433,855	630,814	196,959
差 引		70,080	67,407	△ 2,673

令和7年度 半田市土地開発公社
 予定貸借対照表
 (令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 流 動 資 産

(1) 現金及び預金	70,080	
(2) 公有用地	531,627	(原価法による)
(3) 代行用地	136,134	(原価法による)
流動資産合計		737,841

2. 固 定 資 産

(1) 投資その他の資産		
ア 長期性預金	15,000	
投資その他の資産合計	15,000	
固定資産合計		15,000
資産合計		752,841

負 債 の 部

1. 固 定 負 債

(1) 長期借入金	667,761	
固定負債合計		667,761
負債合計		667,761

資 本 の 部

1. 資 本 金

(1) 基本財産	15,000	
資本金合計		15,000

2. 準 備 金

(1) 前期繰越準備金	73,113	
(2) 当期純損失	3,033	
準備金合計		70,080
資本合計		85,080
負債資本合計		752,841

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 公有用地・・・・・・個別法による原価法
 代行用地・・・・・・ //

令和8年度 半田市土地開発公社
 予定貸借対照表
 (令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 流動資産		
(1) 現金及び預金	67,407	
(2) 公有用地	638,275	(原価法による)
(3) 代行用地	134,669	(原価法による)
流動資産合計		840,351
2. 固定資産		
(1) 投資その他の資産		
ア. 長期性預金	15,000	
投資その他の資産合計	15,000	
固定資産合計		15,000
資産合計		855,351

負 債 の 部

1. 固定負債		
(1) 長期借入金	772,944	
固定負債合計		772,944
負債合計		772,944

資 本 の 部

1. 資本金		
(1) 基本財産	15,000	
資本金合計		15,000
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	70,080	
(2) 当期純損失	2,673	
準備金合計		67,407
資本合計		82,407
負債資本合計		855,351

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 公有用地・・・・・・個別法による原価法
 代行用地・・・・・・ //

令和7年度 半田市土地開発公社
 予定損益計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1. 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	111,286	
(2) 附帯等事業収益	0	111,286

2. 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	110,059	110,059
---------------	---------	---------

事業総利益		1,227
-------	--	-------

3. 販売費及び一般管理費

	4,335	4,335
--	-------	-------

事業損失		3,108
------	--	-------

4. 事業外収益

(1) 受取利息	75	75
----------	----	----

経常損失		3,033
------	--	-------

当年度純損失		3,033
--------	--	-------

承認第2号

専決処分の承認について（半田市市税条例及び半田市都市計画税条例の一部改正）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、半田市市税条例及び半田市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

別紙

半田市市税条例及び半田市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第十九号

半田市市税条例及び半田市都市計画税条例の一部を改正する条例

(半田市市税条例の一部改正)

第一条 半田市市税条例(昭和五十二年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。
第二十条の三中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第二十一条中、「第七十四条の六第一項」を削り、同条第二号及び第三号中「第七十四条の六第一項の申告書、」を削る。

第三十二条第三項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。」の下に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第七十三条第一項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

第七十三条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十四条第一項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第七十四条第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第七十四条の三から第七十四条の八までを削る。

第七十四条の九(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第七十四の三とする。

第七十五条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第七十六条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第七十六条の三(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第七十八条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第三十三号の四の二様式」を「施行規則第三十三号の四様式」に、「施行規則第三十三号の三様式」を「施行規則第三十三号の五様式」

に改め、同条第二項中「施行規則第三十三号の四の様式」を「施行規則第三十三号の四様式」に、「施行規則第三十三号の様式」を「施行規則第三十三号の五様式」に改め、同条第三項中「施行規則第三十三号の四の様式」を「施行規則第三十三号の四様式」に改める。

第七十九条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第八十条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第八十一条の見出し並びに同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第八十二条第二項中「第七十二条第三項ただし書」を「第七十二条第二項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第七項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第七条の三の前の見出し及び同条を削る。

附則第七条の三の二に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年が」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第二項中「附則第七条の三の二第一項」を「附則第七条の三第一項」に改め、同条を附則第七条の三とする。

附則第七条の五第一項中「附則第七条の三の二第一項」を「附則第七条の三第一項」に改める。

附則第七条の八中「附則第七条の三の二第一項」を「附則第七条の三第一項」に改める。

附則第八条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「附則第七条の三の二第一項」を削る。

附則第十条の二第三項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同条第四項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第五項中「附則第十五条第二十二項第一号」を「附則第十五条第二十一項第一号」に改め、同条第六項中「附則第十五条第二十二項第二号」を「附則第十五条第二十一項第二号」に改め、同条第七項中「附則第十五条第二十二項第三号」を「附則第十五条第二十一項第三号」に改め、同条第八項中「附則第十五条第二十三項第一号」を「附則第十五条第二十二項第一号」に改め、同条第九項中「附則第十五条第二十三項第二号」を「附則第十五条第二十二項第二号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第二十五項第一号イ」を「附則第十五条第二十四項第一号イ」に、「六分の五」を「二分の一」に改め、同条第十一項中「附則第十五条第二十五項第一号ロ」を「附則第十五

条第二十四項第一号ロ」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第二十五項第一号ハ」を「附則第十五条第二十四項第一号ハ」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第二十五項第一号ニ」を「附則第十五条第二十四項第一号ニ」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第二十五項第二号」を「附則第十五条第二十四項第二号」に、「七分の六」を「五分の三」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第二十五項第三号イ」を「附則第十五条第二十四項第三号イ」に、「十二分の十一」を「三分の二」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第二十五項第三号ロ」を「附則第十五条第二十四項第三号ロ」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第二十五項第三号ハ」を「附則第十五条第二十四項第四号」に改め、同条第十八項から第二十項までを削り、同条第二十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に、「市町村」を「市」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十七項を第二十四項とし、第二十八項を第二十五項とし、同条に次の一項を加える。

26 法附則第十五条の十一第一項に規定する市の条例で定める割合は三分の一とする。

附則第十条の三第六項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第七項第四号中「附則第十二条第二十三項」を「附則第十二条第二十四項」に改め、同項第六号中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十五項」に改め、同条第八項第五号及び第十項第五号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改め、同条第十三項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第十四項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第七条の二第一項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する

建築物移動等円滑化基準又は同法第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条各号に掲げる特別特定建築物のいずれに該当するか別

附則第十五条の二から第十五条の六までを削る。

附則第十六条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第三項中「法第四百四十六条第一項第三号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項を削る。

附則第十六条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削る。

附則第十六条の三第三項第二号、第十六条の四第三項第二号及び第十七条第三項第二号中、「附則第七条の三第一項及び附則第七条の三の二第一項」を「及び附則第七条の三第一項」に改める。

附則第十七条の二第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十八条第五項第二号及び第十九条第二項第二号中、「附則第七条の三第一項及び附則第七条の三の二第一項」を「及び附則第七条の三の二第一項」に改める。

附則第二十条第二項第二号中、「附則第七条の三第一項及び附則第七条の三の二第一項」を「及び附則第七条の三第一項」に改める。

附則第二十条の二第二項第二号及び第五項第二号並びに第二十条の三第二項第二号及び第五項第二号中、「第七条の三第一項及び第七条の三の二第一項」を「及び第七条の三第一項」に改める。

（半田市都市計画税条例の一部改正）

第二条 半田市都市計画税条例（昭和五十二年半田市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項（見出しを含む。）中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十

三項」に改める。

附則第三項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改める。

附則第四項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改める。

附則第五項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改める。

附則第六項（見出しを含む。）中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に、「市町村」を「市」に改める。

附則第二十項を附則第二十一項とする。

附則第十九項中「第九項、第十三項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項若しくは第四十四項」を「第八項、第十二項から第十六項まで、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項、第三十項から第三十二項まで、第三十五項、第三十六項、第四十項若しくは第四十三項」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十八項中「附則第八項及び第十項」を「附則第九項及び第十一項」に、「附則第八項及び第十一項」を「附則第九項及び第十二項」に、「附則第九項、第十一項及び第十二項」を「附則第十項、第十二項及び第十三項」に、「附則第十項から第十三項まで」を「附則第十二項から第十四項まで」に、「附則第十三項」を「附則第十四項」に、「附則第十四項から第十六項まで」を「附則第十五項から第十七項まで」に、「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十三項から第十六項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第十二項中「附則第八項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十一項中「附則第八項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十項中「附則第八項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とする。

附則第七項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に

供する施設である」を「施行規則附則第七条の二第一項に規定する補助に係る補助金
確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成
十八年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法
第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構
造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十
八年政令第三百七十九号）第五条各号に掲げる特別特定建築物のいずれに該当す
るかの別

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

（法附則第十五条の十一第一項の条例で定める割合）

7 法附則第十五条の十一第一項に規定する市の条例で定める割合は三分の一とす
る。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令
和八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税
については、なお従前の例による。

2 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された地方税
法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方
税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。次項において「旧法」という。）附則第十
五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資
産税については、なお従前の例による。

3 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十
一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術
公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の軽自動車
税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境
性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第四条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の半田市都市計画税条例の規定は、令和八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 市税条例等の一部を改正する条例(平成二十六年半田市条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「の種別割」を削る。

承認第3号

専決処分の承認について（半田市国民健康保険税条例等の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、半田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

別紙

半田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十号

半田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(半田市国民健康保険税条例の一部改正)

第一条 半田市国民健康保険税条例(昭和三十五年半田市条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六十六万円」を「六十七万円」に改める。

第二十二条第一項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同項第二号中「三十万五千元」を「三十一万円」に改め、同項第三号中「五十六万円」を「五十七万円」に改める。

(半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和八年半田市条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える改正規定中「する。」の下に「ただし、加算後の額が三万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、三万円とする。」を加える。

第二十二条第一項中「十七万円」の下に「並びに同条第五項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからりまでに掲げる額を減額して得た額」を加える改正規定中「得た額」の下に「(当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定については、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和八年度以後の年度

分の保険税について適用し、令和七年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第40号

令和8年度半田市一般会計補正予算第1号

令和8年度半田市の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,488,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 7,402,964	千円 2,970	千円 7,405,934
	2 国庫補助金	1,526,450	2,970	1,529,420
20 繰入金		162,287	15,070	177,357
	1 基金繰入金	124,081	15,070	139,151
歳 入 合 計		47,470,000	18,040	47,488,040

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,107,003	千円 12,100	千円 4,119,103
	1 総務管理費	3,318,717	12,100	3,330,817
3 民生費		21,060,535	5,940	21,066,475
	1 社会福祉費	8,860,228	5,940	8,866,168
歳 出 合 計		47,470,000	18,040	47,488,040

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	7,402,964	2,970	7,405,934
20 繰入金	162,287	15,070	177,357
歳入合計	47,470,000	18,040	47,488,040

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,107,003	12,100	4,119,103
3 民生費	21,060,535	5,940	21,066,475
歳出合計	47,470,000	18,040	47,488,040

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円
	0	0	0
	2,970	0	0
	2,970	0	0

一 般 財 源
千円
12,100
2,970
15,070

2 歳 入

16款 国庫支出金
2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 515,800	千円 2,970	千円 518,770
計	1,526,450	2,970	1,529,420

20款 繰入金
1項 基金繰入金

12 財政調整基金繰入金	0	15,070	15,070
計	124,081	15,070	139,151

節		説明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	2,970	02 障がい者総合支援事業費補助金	2,970

1 財政調整基金繰入金	15,070	01 財政調整基金繰入金	15,070

16款 国庫支出金 20款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	431,836	12,100	443,936				12,100
計	3,318,717	12,100	3,330,817	0	0	0	12,100

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4,543,279	5,940	4,549,219	国庫支出金 2,970			2,970
計	8,860,228	5,940	8,866,168	2,970	0	0	2,970

節		説明	金額
区分	金額		
12 委託料	12,100	12 旧半田病院解体事業費 50 旧半田病院解体事業 12 委託料 土壤汚染詳細調査委託料	12,100 12,100 12,100 12,100

12 委託料	5,940	08 障がい者等自立支援事業費 51 障がい者等自立支援事業 12 委託料 障がい者自立支援給付審査支払等システム改修委託料	5,940 5,940 5,940 5,940

2款 総務費

3款 民生費

令和8年度半田市一般会計補正予算第1号 歳入参考資料

(款) 16 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	国庫補助金			
	2 民生費国庫補助金			
	1 社会福祉費 補助金 2,970		障がい者総合支援 事業費補助金 5,940×1/2 2,970	2,970

議案第四十一号

半田市行政手続条例の一部改正について

半田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年五月十八日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市行政手続条例の一部を改正する条例

半田市行政手続条例（平成十二年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の半田市行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第四十二号

半田市市税条例の一部改正について

半田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年五月十八日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市市税条例の一部を改正する条例

半田市市税条例（昭和五十二年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、公示事項が記載された書面を」を、「第二項の下に「ただし書」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第二十条の三中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第三十三条の七第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

第三十五条の二第一項ただし書中「及び第三十五条の三の三第一項」を「並びに第三十五条の三の三第一項及び第二項第四号」に改める。

第三十五条の三の二第一項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、同条第五項中「次条第四項」を「次条第五項」に改める。

第三十五条の三の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等）以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第二十五条第一項第一号に掲げる者であつて、特定

配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第五十一条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第二十五条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者
第三十五条の三の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八条の九の七の三」を「第四十八条の九の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「法第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書に」を「同条第一項の規定による申告書に」に、「法第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出」を「同条第一項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称

二 公的年金等受給者が、法第三百四十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三 特定配偶者の氏名

四 扶養親族又は特定親族の氏名

五 その他施行規則で定める事項

第五十九条中「が土地」の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

附則第六条中「から令和九年度まで」を「以後」に改める。

附則第七条の三第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「令和七年」を「令

和十二年」に改める。

附則第七条の四中「又は附則第二十条第一項」を「、附則第十九条の三第一項又は附則第二十条第一項」に、「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

附則第九条の二中「附則第七条の二第四項」の下に「（法附則第七条の三第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第十七条の二第二項中「附則第二十四条の二第五項」を「附則第二十四条の二第六項」に、「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第十九条の三 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の六の四で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第三十三条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十三条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総

所得金額、附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第三十三条の六から第三十三条の八まで、第三十三条の九第一項、附則第七条第一項及び附則第七条の三第一項の規定の適用については、第三十三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第三十三条の七第一項前段、第三十三条の八、第三十三条の九第一項、附則第七条第一項及び附則第七条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第三十三条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第三十四条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 附則第五条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十九条の三第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十九条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 半田市市税条例（以下「市税条例」という。）第三十五条の二第一項ただし書、第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三の改正規定並びに附則第六条の改正規定及び附則第七条の三第一項の改正規定並びに第三条第一項及び第二項の規定 令和九年一月一日
- 二 市税条例第五十九条の改正規定及び第四条の規定 令和九年四月一日
- 三 市税条例第三十三条の七第二項の改正規定並びに附則第七条の四の改正規定（「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める部分に限る。）、附則第九条の二の改正規定及び附則第十七条の二の改正規定並びに第二条第四項の規定 令和十年一月一日

四 市税条例附則第七条の四の改正規定（前号に掲げる改正規定を徐く。）及び附則第

十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第三条第三項及び第五項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（公示送達に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第二十条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十五条の三の三第一項及び第二項の規定は、第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第三十五条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第三十五条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第七条の三第一項及び第二項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規

定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 第一条第四号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第七条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第五項において「四号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、四号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十七条の二第四項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第十七条の二第一項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第十九条の三の規定は、四号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第四条 新条例第五十九条の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第43号

半田市監査委員の選任について

半田市議会選出監査委員小出義一は、令和8年5月17日をもって辞任したので、その後任として次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

住 所
氏 名
年 齢

